

八戸市文化財の指定について

八戸市文化財保護条例（昭和三十二年八月条例第十八号）第 9 条の規定により、次の表に掲げるものを八戸市無形民俗文化財に指定する。

種 別	無形民俗文化財
名 称	八太郎おしまこ
指定年月日	平成 30 年 8 月 1 日
所 在 地	八戸市八太郎
保 存 団 体	八太郎おしまこ保存会 会長 木村鉄男
概 要	八太郎おしまこは、八戸市八太郎地区で伝承される、おしまこ節によって踊られる盆踊りで、広場や境内等で円陣を作り、楽器を用いず、歌と地面を摺る足音を伴奏にして踊る。歌は七七七五調の詞型で、声を重ね合わせながら掛け合う等の特徴を有する。
指定に値する特色、事由	<ul style="list-style-type: none"> ・声を重ね合わせながらの掛け合いや言葉を長く伸ばすといった、八戸地方のおしまこ節の古い歌唱形態を保持するだけでなく、楽器を用いず、歌と地面を摺る足音を伴奏にして踊る、八戸地方の盆踊の古い形態を保持する等、盆踊の変遷過程や地域的特色を示す事例である。 ・踊り方には、ヤマセが頻繁に吹き付けるなかで稲の豊作を祈願する八太郎の自然環境と生業が反映されており、地域的特色を示している。 ・保存会による普及活動により、多くの町内住民や近隣住民が八太郎おしまこを踊ることができ、今後も保存伝承が期待できる。



実り豊かな稲穂のような手振りと、地面をしっかりと摺って音を鳴らす足捌きが特徴。



歌い手は二組に分かれて掛け合いながら歌う。伴奏に楽器は用いない。



八太郎町内夏祭りでは、町内外の老若男女が八太郎おしまこ等を踊る。



保存会が定期的に行っている練習会。